

令和5年度 教育長・教育委員と生涯学習審議会委員との意見交換会

地域とともにある学校づくり

～法に基づくコミュニティ・スクールについて～

三田市教育委員会 学校教育課

1. 三田市におけるコミュニティ・スクール推進事業について

(1) 三田型コミュニティ・スクールの取組

- 平成16年度「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」)において学校運営協議会の設置しコミュニティ・スクールの推進を規定(任意)。
- 平成25年度、三田市においてコミュニティ・スクールの導入開始。平成18年度から取り組んできた「学校評議員会」の仕組みを引き継ぐ「学校地域運営協議会」を設置し、「三田型コミュニティ・スクール」(以下「三田型CS」)として推進。
- 学校地域運営協議会は、「学校地域運営協議会設置等に関する要綱」に基づき、学校・家庭・地域が学校教育目標等を共有し、一体となって子どもを育てる仕組みとして、学校長が推薦し三田市教育委員会が委嘱する保護者や地域住民等からなる委員で構成。
- 委員は、学校長の依頼に基づいて学校運営に関する事柄について個人の意見を出し合いながら協議を進め、学校、家庭、地域の連携による地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに成果を上げてきた。

- 【参考1】のとおり、令和3年度に小・中・特別支援学校全29校で設置を完了。第2期三田市教育振興基本計画（さんだっ子かがやき教育プラン）数値目標「令和3年度までに市内全29小・中・特別支援学校において三田型CS実施」を達成。

【参考1】三田型CSの導入経過

平成25年度：ゆりのき台小

26年度：三田小、長坂中

27年度：武庫小、弥生小

28年度：あかしあ台小、けやき台中

29年度：高平小、狭間小、すすかけ台小、学園小、富士中

30年度：母子小、つつじが丘小、狭間中

令和 元年度：三輪小、小野小、松が丘小、富士小、けやき台小、上野台中、八景中

2年度：藍中、ゆりのき台中、藍小、ひまわり特別支援学校

3年度：志手原小、本庄小、広野小

(2) 法に基づくコミュニティ・スクールへの移行

- 平成29年度、「地教行法」改正により学校運営協議会の設置による「法に基づくコミュニティ・スクール」(以下「CS」)への移行が教育委員会の努力義務となった。
- 「学校運営協議会」は、「三田市学校運営協議会規則」により校長の意見に基づいて三田市教育委員会が任命する保護者や地域住民等からなる委員で構成。
- 委員は、一定の権限と責任をもって学校運営に関する基本的な方針等を「承認」とともに、協議会の目的を踏まえて「学校運営」「教職員への任用等」について意見を述べることができる合議体。
- 学校運営協議会は学校運営やその支援に関する「熟議の場」とし、多様な学校支援活動(学校支援ボランティア等)がゆるやかにつながる地域学校協働活動を「活動の場」として、一体的推進を図りながら「地域とともにある学校づくり」を進める。
- 令和5年度、「三田型CS」の成果を踏まえて、学校、家庭、地域の連携を一層強化し、共に子どもを育てる仕組みをさらに活性化させることをねらいとして、市内全29校一斉に「CS」へ移行した。

【参考2】三田型CSと法に基づくCSの比較

	三田型コミュニティ・スクール	法に基づくコミュニティ・スクール
経緯	<p>○平成18年度より学校評議員会設置。保護者、地域住民により構成する委員から聴取した意見を学校運営に反映し、開かれた学校づくりを推進。</p> <p>○平成25年度より、学校評議員会の役割等を強化した学校地域運営協議会を設置し三田型コミュニティ・スクール導入開始（評議員会廃止）。</p> <p>○令和3年度全29校導入完了により、第2期三田市教育振興基本計画目標達成。</p>	<p>○平成16年地教行法施行 （学校運営協議会設置は任意）</p> <p>○平成29年度地教行法改正 （学校運営協議会設置は努力義務）</p>
目的	○学校・家庭・地域が学校教育目標等を共有、一体となって子どもを育てる仕組み	○保護者、地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み
協議会	○学校地域運営協議会	○学校運営協議会
役割	<p>○校長が求める事項について意見具申</p> <p>○委員は個人としての意見を述べる</p>	<p>○学校運営、支援に関して協議する機関</p> <p>○学校、教委に公式意見を述べる合議体</p>
委員	○校長推薦により教委が委嘱	○校長意見に基づき教委が任命
協議事項	<p>○校長の求めに応じて意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育方針に関すること ・学校評価に関すること ・情報発信等に関すること ・家庭、地域との連携に関すること 	<p>○校長が作成する学校運営に関する基本方針等を承認する。</p> <p>○学校運営について教育委員会又は学校に意見を述べる。</p> <p>○教職員の任用について教育委員会に意見を述べる。</p>

【参考3】令和4年度コミュニティ・スクール設置率（令和4年5月1日現在）

※文部科学省 令和4年公表資料抜粋による集約

	項 目	コミュニティ・スクール設置率（％）			
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
全 国	公立学校	42.9	37.3	30.7	23.7
	※公立学校 CS 類似の仕組み設置率	17.3	19.3	24.1	***
兵庫県	公立小中義学校	48.9	26.0	19.5	9.7
	県立学校	0.0	0.0	0.0	0.0
阪 神	尼崎市教育委員会（市立小中学校）	30.5	0.0	0.0	0.0
	西宮市教育委員会（市立小中学校）	65.0	40.0	18.3	0.0
	芦屋市教育委員会（市立小中学校）	18.2	0.0	0.0	0.0
	伊丹市教育委員会（市立小中学校）	100.0	100.0	100.0	8.0
	宝塚市教育委員会（市立小中学校）	0.0	0.0	0.0	0.0
	川西市教育委員会（市立小中学校）	47.8	17.4	13.0	13.0
	猪名川町教育委員会（町立小中学校）	100.0	33.3	25.0	0.0
近 隣	神戸市教育委員会（市立小中学校）	87.5	14.9	6.0	6.0
	丹波篠山市教育委員会（市立小中学校）	100.0	100.0	100.0	100.0
	丹波市教育委員会（市立小中学校）	96.6	93.1	82.8	65.5

三田市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校運営への参画及び支援、協力を促進することにより、学校、家庭、地域が一体となって学校教育目標の達成と児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、所管する全ての学校に協議会を置くものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の連携及び協働に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づいて学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該学校の教職員の採用その他の任用に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。ただし、第2条に定める協議会の目的を踏まえた教育上の課題に係る事項とし、特定の個人に関する意見は除くものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するとともに、校長を経由して行うものとする。

(学校運営の点検及び評価)

第6条 協議会は、三田市立学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第6条の2に規定する自己評価について、点検及び評価を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、学校運営について、保護者及び地域住民等の参画及び支援、協力を促進するため、協議の結果等に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

1 コミュニティ・スクールとは？

⇒ 「学校運営協議会」を設置している学校

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に規定による「三田市学校運営協議会規則」に基づいて設置

2 学校運営協議会とは？

⇒ 「学校運営やそのために必要な支援について熟議するための合議制の会」

校長の意見に基づいて、三田市教育委員会が任命する保護者や地域住民等からなる委員で構成

3 学校運営協議会の役割！

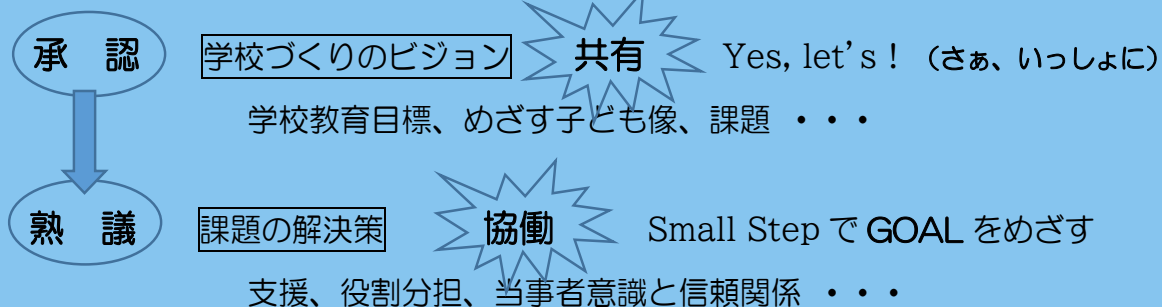
⇒ 学校と家庭、地域とが、学校の教育目標や「めざす子ども像」等のビジョンを共有し、その実現に向けて共に協働していくための仕組み

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営や必要な支援について熟議する
- ③ 学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べるができる
- ④ 教職員の任用に関して、教育委員会が定める事項（※）について意見を述べるができる

※ 学校運営協議会規則第5条 参照

学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定し、実施するものではありません。

4 学校運営協議会がめざすこと！



学校運営協議会への期待！ ⇒ 子どもを真ん中においた学校・家庭・地域のWIN・WINの関係づくり

① 学校と地域による持続可能な仕組み

学校で教職員の異動があっても、地域で組織等に関わる人の交代があっても、学校運営協議会の取組により、学校と地域の組織的な連携・協働体制が持続され、充実への取組を引き継ぎます。

② 地域ぐるみで子どもを育てる環境

学校運営協議会を通して、学校と家庭、地域とが子どもたちが抱える課題と、子どもを育てるための「目標やビジョン」を共有し、役割分担等によりそれぞれが当事者意識をもって、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。

③ 小中一貫教育を通した9年間の学び

小中一貫教育を推進するためには、学校とともに家庭、地域が9年間の目標と課題を共有し、子どもの学びと成長を支えていくことが大切です。学校運営協議会が接点になり、人と人とをつなぎながら課題解決と学びの充実を図ります。

子どもたちにとって

- ・ 多様な人との出会いを通して子どもたちの学びや体験活動が充実する
- ・ 地域に学ぶことを通して地元愛や自己肯定感、他人を思いやる心が育つ
- ・ 地域に貢献し、よりよい地域をつくる担い手としての自覚が高まる

教職員にとって

- ・ 地域の理解と支援を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が進む
- ・ 地域の強みを活かし、地域人材を活用した教育活動が充実する
- ・ 地域との協働により、教員が子どもと向き合う時間が確保できる

保護者にとって

- ・ 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる
- ・ 地域の中で子どもたちが育っているという安心感が生まれる
- ・ 保護者や地域の人々との子どもを真ん中においた豊かな人間関係が生まれる

地域の人々にとって

- ・ 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる
- ・ 地域の人々が自らの経験や「得意技」を活かすことで生きがいづくりにつながる
- ・ 学校の地域貢献を通して地域活動の活性化につながる

三田型コミュニティ・スクールから「引き継ぐこと、変えること」

(1) 三田型コミュニティ・スクールの成果を引き継ぐ

学校地域運営協議会における、地域だからこそ見える視点に立った委員のみなさまのご意見は、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに大きな成果を上げてきました。

学校運営協議会においても、「学校運営に参画する仕組み」として学校と地域が率直に意見交換し合う関係を成果として引き継ぎます。

(2) 学校・家庭・地域の連携と協働の強化と活性化へ向けた変化

連携の強化

①「熟議」から「活動」へ

学校運営協議会は説明の場ではありません。学校運営の方針等に承認を得ながら、学校と地域が共にその実現に向けて取り組む(Yes, let's)ための熟議の場です。

例えば、学校の「地域の支援が必要なこと」「困っていること」等について、学校と地域ができることを熟議し、既存の地域活動や、新たに提案する活動につながります。

②調整機能の整備

熟議と活動とを円滑につなぐためには「調整」が必要です。学校と地域のコーディネーターが学校運営協議会委員となって調整機能を整備することで、学校と地域がめざす目指す子ども像等を共有しながら、学校のニーズに対応する多様な学校支援活動(学校支援ボランティア等)との一体的推進を進めます。

③地域への情報発信

地域とともにある学校づくりの核となる学校運営協議会において、学校と家庭、地域が何を課題として、どのように熟議し、どんな目標をもって、どのような活動をしようとしているかについて適切に情報を発信することで、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりへの当事者意識の共有化を図ります。

仕組みの活性化

①持続的な組織運営

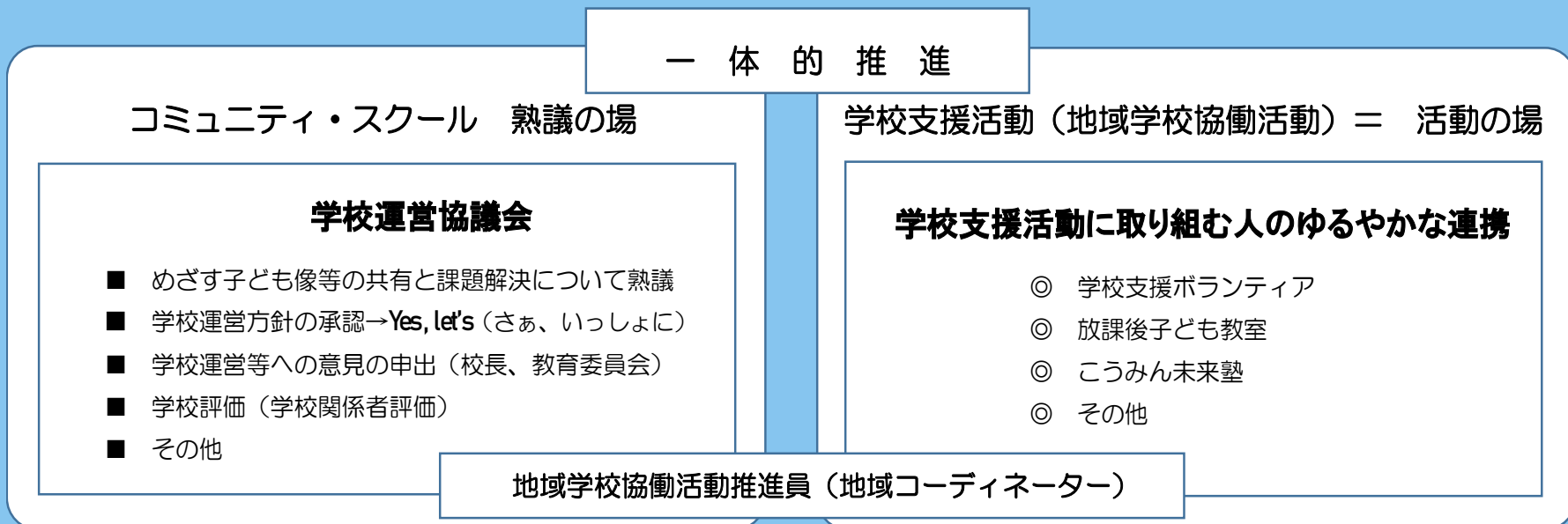
教職員の異動、地域で活動する人の交代等があっても、学校運営協議会によって学校と地域の組織的な連携・協働体制を持続することができます。そして、学校運営協議会としてのPDCAサイクルを回すことで、子どもたちにとってよりよい教育環境となるための継続的な改善を活動に反映することができます。

②多様な学校支援活動の整理

学校支援ボランティアをはじめ、多様な学校支援活動が動いています。それを学校運営協議会とつなぐことにより、めざす子ども像等を共有しながら、より効果的、効率的に進めることができます。例えば、学校運営協議会の組織に、目的に応じた「部会」を置くことも可能であり、実態に応じた仕組みづくりで活性化を図ります。

③学校関係者評価の充実

学校運営協議会に多くの情報が集まり、課題解決への熟議が深まることで、学校関係者評価の意見が、より学校や子どもの実態に即した具体的なものになります。教育活動の継続的な改善を通して、学校と家庭、地域が目標を共有しながら、課題解決へ向けた役割を具体化することが期待できます。



活性化への視点（チェックシート）

段階	学校運営協議会の推進体制	熟議のあり方	情報発信	一体的推進の例
1	委員が学校運営協議会の趣旨、役割等を理解し、学校運営全般について意見を述べている。	学校が学校教育目標等を説明し、それに対する委員の意見を得て、学校運営の参考にしている。	学校だより等を活用して、学校運営協議会の取組や地域との連携と協働等について家庭や地域に紹介している。	学校と地域との良好な関係により、様々な学校支援活動はあるが、学校支援ボランティア等の組織的な活動は今後の課題となっている。
2	委員と教職員とが学校運営協議会の趣旨、役割等を共通理解し、学校運営の基本方針に CS の取組を位置付けて推進している。	学校が学校教育目標等を説明し、ビジョンと課題を共有し、学校が提示する課題について委員の意見を得て、学校運営の参考にしている。	HP、オープンスクール等の多様な手段や機会を活用して、学校運営協議会の取組や地域との連携と協働等について啓発に努めている。	学校と地域との良好な関係により、従来からの学校支援活動とともに学校や学級のニーズに対応した学校支援ボランティア等が活動している。
3	委員と教職員とが学校運営協議会の趣旨、役割等を共通理解し、教職員が CS 推進のための学校の役割を自覚し、学校全体で役割分担して取り組んでいる。	学校が学校教育目標等を説明し、委員の承認を通してビジョンと課題を共有し、学校が提示する具体的な課題について解決策を協議し、合議体として意見をとりまとめている。	学校運営協議会の取組や地域との連携と協働について、具体的な活動における教員の思い、児童生徒の気づきや成長を通じた啓発を工夫している。	学校と地域との良好な関係により、従来からの学校支援活動とともに、学校支援ボランティアをはじめ多様な学校支援活動が活発に取り組みされている。
4	委員と教職員とが学校運営協議会の趣旨、役割等とともに学校教育目標等のビジョンと課題を共通理解するとともに、委員と教職員や児童生徒との接点づくりを工夫している。	学校が学校教育目標等の承認を通して、委員とビジョンと課題とを共有し、学校が提示する具体的な課題について解決策を協議し、合議体として意見をとりまとめながら、活動につなぐ工夫をしている。	学校運営協議会独自の通信やHP等により、地域に情報を発信する手段や機会を工夫し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めている。	必要に応じた地域コーディネーターの調整により、学校教育目標等のビジョンと課題を共有して、学校支援ボランティアをはじめ多様な学校支援活動等の学校運営に必要な支援が取り組みられている。
5	委員と教職員とが学校運営協議会の趣旨、役割等を共通理解し、学校は小中一貫教育の推進と連動させながら、地域の強みを活かす仕組みと評価と改善システムを工夫し、持続可能な連携と協働体制づくりに努めている。	学校が学校教育目標等の承認を通して、委員とビジョンと課題とを共有し、学校が提示する具体的な課題について解決策を協議し、合議体として意見をとりまとめながら、多様な学校支援活動とつないだ一体的推進をめざしている。	学校運営協議会独自の通信やHP等により、地域に情報を発信する手段や機会を工夫するとともに、CS の活動に関わるアンケート等を活用した双方向のやり取りを通じた啓発により、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに積極的に努めている。	学校支援ボランティアをはじめ多様な学校支援活動がゆるやかにつながり、必要に応じた地域コーディネーター等の調整により、学校教育目標等のビジョンと課題とを共有しながら、学校運営に必要な支援が取り組みられている。

熟議から活動へのイメージ

